



首公協発第20—36号  
2020年9月29日

公益社団法人長野県宅地建物取引業協会  
会長 長澤 一喜 様

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会  
調査指導委員会委員長 小田桐 信吉



### 景品規約に違反する広告表示のは是正（周知依頼）

拝啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は当協議会の事業運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月頃から特に北関東エリア（茨城県、栃木県及び群馬県）において、「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（平成15年公正取引委員会告示第3号。以下、「景品規約」という。）に違反するおそれのある景品提供を行っている仲介事業者の広告が当協議会に申告として多数寄せられております。

つきましては、当協議会の加盟事業者である貴協会所属の事業者に景品規約に違反する景品提供を行わないよう、ご周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、実際の事例を基に作成したQ&A（別紙）を添付いたしましたので、周知の際に、ご利用いただければ幸甚です。

敬具

### 【問合せ先】

（公社）首都圏不動産公正取引協議会 事務局

担当：齋藤太郎・古賀

電話 03（3261）3811